

令和 7 年度保育課会計年度任用職員募集要項
「特例・延長保育補助員」

1 職名

- (1) 特例・延長保育補助員 (10H) 朝
(2) 特例・延長保育補助員 (15H) 朝 ※最短 8 月 1 日採用

2 募集期間

募集期間は下表のとおりです。なお、令和 7 年 8 月 1 日以降の採用については、採用状況等により募集を終了する場合がございます。

採用予定日	募集期間
令和 7 年 7 月 1 日	令和 7 年 5 月 29 日 (木) まで
令和 7 年 8 月 1 日	令和 7 年 6 月 27 日 (金) まで
令和 7 年 9 月 1 日	令和 7 年 7 月 31 日 (木) まで
令和 7 年 10 月 1 日	令和 7 年 8 月 28 日 (木) まで
令和 7 年 11 月 1 日	令和 7 年 9 月 26 日 (金) まで
令和 7 年 12 月 1 日	令和 7 年 10 月 30 日 (木) まで
令和 8 年 1 月 1 日	令和 7 年 11 月 28 日 (金) まで

3 募集方法

ホームページ等へ募集記事を掲載します。

4 募集人数

- (1) : 1 名程度
(2) : 1 名程度

5 選考方法

書類審査及び面接

6 応募資格

資格・国籍・年齢の要件は設けていません（国籍は問いませんが、日本語で業務ができるかた）。

なお、下記 (1) ～ (4) のいずれかに該当するかたは受験できません。

また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に 2 つ以上兼ねることはできません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(2) 目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(4) 現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に定める労働時間（1 日 8 時間又は週 40 時間）を上回ることとなる者

また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に 2 つ以上兼ねることはできません。

7 職務内容

- (1) (2) : 朝を中心とした時間帯の保育補助

<共通事項>

災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所（課）において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。

8 職務系又は職種

福祉系

9 雇用期間

それぞれの採用予定日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで。

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

10 勤務日及び休日

(1) 勤務日

月曜日から金曜日の 5 日

(2) 休日

土曜日、日曜日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）及び祝日

ただし、あらかじめ保育園行事（運動会等）で土曜日、日曜日勤務を割り振られた場合を除きます。

11 勤務時間

(1)：1 日 2 時間（実働） 概ね午前 7 時 15 分から午前 12 時 30 分までのうち 2 時間

(2)：1 日 3 時間（実働） 概ね午後 3 時 3 0 分から午後 1 9 時 2 0 分までのうち 3 時間

※勤務先によって異なる場合があります。

12 勤務場所

(1)：ひもんや保育園（1 名程度）

(2)：菅刈保育園（1 名程度）

※突然の欠員等により別の園を提案させていただく場合もございます。

なお、全施設敷地内禁煙です。

13 報酬額等

(1)：月額約 70,977 円（地域手当相当額を含む）

(2)：月額約 106,466 円（地域手当相当額を含む）

<共通事項>

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末・勤勉手当等を支給します（期末・勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）。

報酬の支給日は、毎月 15 日です。ただし、15 日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

14 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

15 休暇等

年次有給休暇付与日数は下表のとおりです。勤務日単位または時間単位で取得できます。
この他に、夏季休暇、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

採用予定日	付与日数
令和 7 年 7 月 1 日	11 日
令和 7 年 8 月 1 日	10 日
令和 7 年 9 月 1 日	
令和 7 年 10 月 1 日	8 日
令和 7 年 11 月 1 日	6 日
令和 7 年 12 月 1 日	5 日
令和 8 年 1 月 1 日	4 日

16 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

17 健康管理

<共通事項>

職務により、保育課によるふん便検査を実施する場合がございます。

18 被服貸与

職務遂行上、被服が必要な職及び所属に配属された場合は、被服を貸与します。

19 応募方法

(1) 電子申請（インターネット申請）

次の URL 又は二次元コードからアクセスし、必要情報をご入力ください。

なお、電子申請（インターネット申請）により応募をいただくと、履歴書の作成を省力することができます。

目黒区公立保育所会計年度任用職員 応募フォーム

二次元コード

URL

<https://logoform.jp/form/KeTk/853494>



注意事項

期間中に正常に受信したもののみを有効とし、システムの保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を一切負いません。

(2) 郵送及び窓口

履歴書（6 月以内の撮影写真添付）を作成いただき、郵送又は窓口にてご提出ください（提出書類は返却いたしません）。

なお、履歴書の備考欄等に希望する職名を明記ください。**複数の職を併願でお申込みいただくことも可能ですので、希望する職名を全て明記してください。**

また、職の希望順位や配慮事項があればそれが分かるように明記してください（必ずしもご希望通りとなる訳ではございません。）。

20 郵送先・問い合わせ先

（１）郵送先

〒153-8573（郵便番号を記載いただければ、住所の記載は必要ございません）

保育課保育係 会計年度任用職員任用手続き担当宛て

（２）問い合わせ先

所 在：目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号 目黒区総合庁舎 2 階 保育課保育係

電話番号：03-5722-9865（直通）

受付時間：月曜日から金曜日（開庁日）午前 9 時から午後 5 時まで

以 上